

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ（案）

| | | |
|-------------|-------------|---|
| 完 改 作 | 了 定 成 | R4.10.7 R4.3.10 R4.1.13、R2.10.12 R2.2.17 |
|-------------|-------------|---|

| | | | |
|--------|---|-----------------|--|
| 検討課題 | 46 | 所管事務調査結果の報告について | |
| 区分 | II - A | | |
| 関連条例内容 | <p>（議会運営の原則）</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p> <p>（市民の参画）</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2（委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p> | | |
| 検討内容 | 所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告について検討 | | |

| 現状分析 | 議論する内容 | 対応内容 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議会のあり方等検討特別委員会において、議会報告会の扱いを議論した結果、2ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い市長に政策提言を行うこととした。 ・平成23年から各常任委員会において所管事務調査をスタートさせ、必ず関係する市民（団体等）との意見交換会を開催することとしている。 ・所管事務調査終了後、毎年10月に市長に政策提言を行い、意見交換した団体等には所管事務調査報告書を送付している。 ・検討課題である議会報告会については、所管事務調査で実施している団体等との意見交換会を充実・発展させることとした。 ・令和2年度の所管事務調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、先進地視察や市民・関係団体等との意見交換が実施できず、市への提言まで至らなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告を行うことの是非について検討する。 ・所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告について、開催時期、実施手法等を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたのを、団体の代表者に手渡しすることについて、正副委員長会議の意見を聞くこととした。（令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会） ・これまで、意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたのを、団体の代表者に手渡しすることとした。（令和4年3月10日 正副委員長会議） ・これまで意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたが、委員長が団体等の代表者と面談し、直接手渡しすることを決定し、この検討課題を完了とする。（令和4年10月7日 第33回議会改革推進会議） |